

議案第 16 号

名張市スポーツ推進委員の委嘱について

名張市スポーツ推進委員に関する規則（昭和 39 年教育委員会規則第 31 号）第 3 条の規定に基づく名張市スポーツ推進委員の委嘱については、別紙のとおり行う。

令和 7 年 3 月 21 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市スポーツ推進委員 委員名簿

委嘱・任命期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

委員一覧					前委員（継続委員は除く）	
	区 分	氏 名	所属団体・役職名	当初委嘱・任命日	氏 名	所属団体・役職名
1		奥田 和彦	有識経験者 ニューススポーツ	昭和62年4月1日		
2		山口 斉紀	〃 ターゲット・バードゴルフ	平成8年4月1日		
3		(調整中)	〃 (調整中)		鎌田 妙子	有識経験者 弓道
4		野田 敦子	〃 硬式テニス	令和3年4月1日		
5		森川 郁代	〃 レクリエーション	令和3年4月1日		
6		鈴木 佑一	地域推薦者 名張	平成31年4月1日		
7		久保田 定勝	〃 鴻之台・希央台	令和5年4月1日		
8		森 茂雄	〃 蔵持	令和3年4月1日		
9		田中 和夫	〃 川西・梅が丘	令和5年4月1日		
10		田畑 直美	〃 薦原	令和5年4月1日		
11		松本 雅次	〃 美旗	平成15年4月1日		
12		武田 忠春	〃 比奈知	令和2年4月1日		
13		尾嶋 弘務	〃 すずらん台	平成29年4月1日		
14		森川 純子	〃 錦生	令和7年4月1日	森本 真知	地域推薦者 錦生
15		山口 敦司	〃 赤目	令和7年4月1日	今川 新一	〃 赤目
16		中川 裕嗣	〃 箕曲	令和7年4月1日	森嶋 清尚	〃 箕曲
17		井上 哲爾	〃 青蓮寺・百合が丘	令和5年4月1日		
18		谷杉 和則	〃 国津	令和3年4月1日		
19		谷岡 敏博	〃 桔梗が丘	平成15年4月1日		
20		黒木 生也	〃 つつじが丘	令和7年4月1日	松尾 雄二	地域推薦者 つつじが丘

※選任状況は3月10日現在となります。調整中委員の決定及び各団体推薦者、人事異動等に伴う委員の変更が生じた場合は、随時報告をいたします。

○名張市スポーツ推進委員に関する規則

昭和39年3月4日教育委員会規則第31号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、スポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(委嘱)

第3条 スポーツ推進委員は、教育委員会が委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員の定数は30名以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任することができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則 省略